

## 特定非営利活動法人日本火山学会 2021 年度臨時総会 議事録

開催日時および開催場所

2021 年 10 月 21 日、15 時 30 分～15 時 45 分

Zoom による遠隔会議開催.

初めに出席数を確認した。臨時総会時の維持会員数は 293 名で、定款第 26 条の規定により総会の開会は維持会員の 1 / 3 以上の出席をもって成立するので、今回は 98 名以上の出席で成立する。ウェブサイトのフォームへの記入による表決権行使者 113 名を会長が出席者と認定し、定足数（96 名）を超えたため本総会の開会は成立していることを確認した。これを受けて、総会の議長である会長が開会を宣言した。

議題 1 理事会開催方法に関する定款および理事会運営細則修正案

web 会議システムなどを活用して理事会を柔軟に開催可能とするため、web 会議などの遠隔会議による理事会開催を定款に定義し、あわせてメール会議同様にその招集を会議前日まで可能とする定款および理事会運営細則修正案（別紙）を提案し、承認された。

議事録署名人の選出

議事録署名人 千葉達朗・高木朗充両副会長を選出した。

以上、予定した審議事項をすべて審議し議決したことを確認し、会長が閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

2021 年 11 月 30 日

日本火山学会長 西村太志

議事録署名人 千葉達朗

高木朗充

別紙

定款第 32 条・33 条および理事会運営細則第 5 条を以下のように修正する。

定款修正 (第 32 条および 33 条のみ抜粋)

(理事会の開催)

第 3 2 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 1 5 条第 4 項第 6 号の規定に基づいて招集するとき。
- (4) 理事会を対面形式の会議で開催することが困難であると会長が判断した場合は、遠隔会議（電子メールによる審議を含む）にて審議を行うことができる。

(理事会の招集)

第 3 3 条 理事会は、前条第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号の場合にはその日から 3 0 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

4 遠隔会議については、会議の期間、目的及び審議事項を期間の開始前日までに電子メールで通知することにより、招集に代える。

理事会運営細則修正案(第 5 条のみ抜粋)

第 5 条 定款第 35 条に定める出席数は、会議場への参加のほか、遠隔会議により遠隔地から議論に参加する場合も議長の判断により出席とみなすことができる。電子メールによる会議の場合は、会議招集メールに記された期日内に招集メールへの返信により参加を表明した理事をもって出席者とする。